

わなに触れたり、キョンを逃がす行為はやめてください。

【下記の行為は犯罪であり、刑事罰が科される可能性があります。】

網を切って逃がす



A Iによるイメージ画像

器物損壊罪
(3年以下の拘禁刑等)

わなの開閉



A Iによるイメージ画像

威力業務妨害罪
(3年以下の拘禁刑等)

今年度10件以上、キョン捕獲わなへの違法行為が発生

【発生事例】

- ① キョン捕獲用の黒い網(張り網)を切断して、キョンを逃がす行為
- ② キョン捕獲用箱わなをわざと開閉する行為

東京都は外来生物法に基づき、キョンを捕獲するためのわな(張り網・箱わな等)を設置しています。

※キョンは、農作物や希少植物に被害を与えているため、**特定外来生物**に指定されています。

【住民の皆さまへのお願い】

- ・キョン捕獲用の網やわなに触れないでください。
- ・わなにかかったキョンを見つけても、キョンを触ったり逃がしたりせず、大島公園事務所へご連絡をお願いします。
- ・不審な行為を見つけた場合は大島公園事務所にご連絡ください。